

庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成 11 年岩手県告示第 1079 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 1 月 5 日から施行する。

平成 19 年 11 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア 庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）</p> <p>イ 庁舎等管理業務競争入札参加資格審査調書（様式第 2 号）</p> <p>ウ 業者カード（様式第 3 号）</p> <p>エ 法令上許可等を必要とする業務にあつては、当該許可等を受けていることを証する書面</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない申請者にあつては、申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間における所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。）</p> <p>キ 実績調書（様式第 4 号）</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ 技術者経歴書（様式第 5 号）</p> <p>コ～ス [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる営業所又は事務所の所在地の区分に応じ、同表右欄に掲げる提出場所に直接持参すること。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、岩手県総務部管財課又は各地方振興局企画総務部に直接持参又は郵送すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>4 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度任意の様式による変更届を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2 庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書の提出期間等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>ア <u>別に定める様式による</u>庁舎等管理業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>イ <u>別に定める様式による</u>庁舎等管理業務競争入札参加資格審査調書</p> <p>ウ <u>別に定める様式による</u>業者カード</p> <p>エ 法令上許可等を必要とする業務で<u>別に定めるもの</u>にあつては、当該許可等を受けていることを証する書面</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した<u>岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税</u>の納税証明書をいう。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない申請者にあつては、申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間における所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書をいう。）</p> <p>キ <u>別に定める様式による</u>実績調書</p> <p>ク [略]</p> <p>ケ <u>別に定める様式による</u>技術者経歴書</p> <p>コ～ス [略]</p> <p><u>別に定めるところによるいわて子育てにやさしい企業認証・表彰を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる営業所又は事務所の所在地の区分に応じ、同表右欄に掲げる提出場所に直接持参すること。ただし、県内に営業所又は事務所を有しない者にあつては、岩手県総務部管財課又は<u>同表右欄に掲げる提出場所のいずれかに</u>直接持参又は郵送すること。</p> <p>(5) [略]</p> <p>4 提出書類記載事項の変更届 申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度任意の様式による変更届を知事に提出しなければならない。</p>

(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略] <u>(5) 法令上許可等を必要とする業務で別に定めるものに係る当該許可等に変更があった場合</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表を次のように改める。

別表

営業所又は事務所の所在地	提出場所
盛岡市 八幡平市 岩手郡 紫波郡	盛岡地方振興局企画総務部
奥州市 胆沢郡	県南広域振興局総務部
花巻市	県南広域振興局花巻総合支局地域支援部
遠野市	県南広域振興局花巻総合支局地域支援部遠野県民センター
北上市 和賀郡	県南広域振興局北上総合支局地域支援部
一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における一関市及び西磐井郡の区域 西磐井郡	県南広域振興局一関総合支局地域支援部
一関市のうち平成 17 年 9 月 19 日における東磐井郡の区域 東磐井郡	県南広域振興局一関総合支局地域支援部千厩県民センター
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	大船渡地方振興局企画総務部
釜石市 上閉伊郡	釜石地方振興局企画総務部
宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）	宮古地方振興局企画総務部
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（軽米町及び九戸村を除く。）	久慈地方振興局企画総務部
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	二戸地方振興局企画総務部

様式第 1 号から様式第 5 号までを削る。